

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人さつき福社会（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。但し職員の地位を兼ねるものについては、この規程を適用しない。

### (報酬等の支給)

第2条 役員には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤理事には、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤理事については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (3) 監事・評議員・顧問及び相談役には、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に費用を弁償する。
- 2 常勤理事に対する退職手当は、理事として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

### (常勤理事の報酬等の算定方法)

第3条 常勤理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額
- (4) 扶養手当については、別表第4に定める額
- (5) 通勤手当については、別表第5に定める額
- (6) 住宅手当については、別表第6に定める額

### (非常勤理事の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

報酬については、別表第7に定める額

### (費用弁償)

第5条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。

- (1)理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償  
公共交通機関 実費相当額

- 交通用具使用 別表 8 に定める額
- (2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償  
公共交通機関 実費相当額  
交通用具使用 別表 8 に定める額
- (3) 職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 常勤理事に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月 25 日とする。ただし、その日が休日にあたる場合は、職員給与規程第 6 条に準じた日とする。
  - (2) 賞与については、毎年 7 月及び 12 月とする。
  - (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後、3 ヶ月以内に支給する。
  - (4) 支給方法は指定口座への振込とする。
- 2 非常勤の理事長、専務理事、常務理事の報酬は、12 分の 1 を毎月 25 日に指定口座への振込にて支給する。ただし、その日が休日にあたる場合は、職員給与規程第 6 条に準じた日とする。
- 3 非常勤理事に対する報酬は、理事会・評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった分を年度単位にまとめて、翌年度の 4 月に指定口座への振込にて支給する。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 7 条 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第 2 項の規定にかかわらず、常勤理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第 8 条 この規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は2017年6月24日（評議員会の議決日）から施行し、2017年4月1日から適用する。

この規程は2019年12月2日より施行する。

この規程は2024年3月27日より施行する。

この規定は2024年6月20日より施行する。

別表 1 (常勤理事の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 471,800 円 (職員としての給与が支給される者を除く。)
専務理事	月額 438,100 円 (職員としての給与が支給される者を除く。)
常務理事	月額 421,250 円 (職員としての給与が支給される者を除く。)
理事	月額 337,000 円 (職員としての給与が支給される者を除く。)

別表 2 (常勤理事の賞与)

7月の賞与	報酬月額×1.5 (職員としての給与が支給される者を除く。)
12月の賞与	報酬月額×1.65 (職員としての給与が支給される者を除く。)

別表 3 (常勤理事の退職手当)

在職年数×120,000円(職員としての給与が支給される者を除く。)
------------------------------------

※上記在任年数は1か月単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表第 4 (常勤理事の扶養手当)

(1) 配偶者	月額 17,600円
(2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3月 31 日までの間にある子及び孫	・ (2) から (5) の扶養親族のうち 2 人までそれぞれ月額 6,600円
(3) 満 60 歳以上の父母および祖父母	・ 扶養親族でない配偶者がある場合にあつては、そのうち 1 人について月額 7,150円
(4) 満 18 歳に達する日以後の最初の 3月 31 日までの間にある弟妹	・ 配偶者がいない場合にあつては、そのうち 1 人について月額 12,100円
(5) 身体又は精神に著しい障害のある者 (終身労務に服することができない程度のもの)	・ その他の扶養親族については 1 人につき月額 3,300円 ・ 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間(特定期間)にある子 月額 5,500円

別表第 5 (常勤理事の通勤手当)

- 1 交通機関利用者  
公共交通機関運賃相当額 (全額支給限度額 月額 30,000円)
- 2 交通用具使用者 (片道 2 km 以上)

使用距離	金額
5 km未満	月額2,050円
5 km以上10 km未満	月額4,200円
10 km以上15 km未満	月額6,660円
15 km以上20 km未満	月額9,120円
20 km以上25 km未満	月額11,580円
25 km以上30 km未満	月額14,040円
30 km以上	月額16,500円

別表第6（常勤理事の住宅手当）

		手当月額
借家・借間 居住者	月額23,000円以下の家賃	家賃月額－12,000円 (支給限度額30,000円)
	月額23,000円を超える家賃	11,000円 ＋(家賃－23,000円)／2 (支給限度額30,000円)
自宅等居住者		4,600円

別表7（非常勤理事の報酬）

理事長	年額1,200,000円
専務理事	年額1,200,000円
常務理事	年額1,200,000円
理事	理事会等会議への出席 日額10,000円
	上記の他、法人・施設業務のための出勤 日額10,000円

別表8（非常勤理事等交通費（交通用具使用））（片道2 km以上）

使用距離	金額
5 km未満	100円
5 km以上10 km未満	250円
10 km以上15 km未満	350円
15 km以上20 km未満	450円
20 km以上25 km未満	600円
25 km以上30 km未満	700円
30 km以上35 km未満	850円